

13様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 5月 13日

沖縄県知事 殿

提出者

住 所 沖縄県名護市字伊差川918番地 1

氏 名 琉栄生コン株式会社 名護工場

代表取締役 高良 和正

電 話 0980-52-3480

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	琉栄生コン株式会社 名護工場
事業場の所在地	沖縄県名護市字伊差川918番地 1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E21 窯業（生コン製造業）
② 事業の規模	年間出荷量 20,982m ³
③ 従業員数	20名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり 資料 1

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり 資料2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（無機質汚泥）	上澄水（H7ルリ水）
	排出量	2,041 t	2,741 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥 琉球セメント（株）へセメントの原料として再利用 （有）手水産業 リサイクルセンターへ路盤材の原料として再利用 上澄み水 生コンの練混ぜ水として再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（無機質汚泥）	上澄水（H7ルリ水）
	排出量	2,500 t	4,000 t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥 琉球セメント（株）へセメントの原料として再利用 （有）手水産業 リサイクルセンターへ路盤材の原料として再利用 協和工業（株） リサイクルセンターへ路盤材の原料として再利用 上澄み水 生コンの練混ぜ水として再利用		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥（無機質汚泥） 上澄水（H7ルリ水）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥（無機質汚泥） 上澄水（H7ルリ水）

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	戻りコン	上澄水
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2, 090 t	2, 741 t
	（これまでに実施した取組） 戻りコン ブロック製作により再利用 上澄水 生コンの練混ぜ水として再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	戻りコン	上澄水(H7礫り水)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2, 500 t	4, 000 t
	（今後実施する予定の取組） 戻りコン ブロック製作により再利用 上澄水 生コンの練混ぜ水として再利用		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（無機質汚泥）	上澄水(H7礫り水)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（無機質汚泥）	上澄水(H7礫り水)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（無機質汚泥）	上澄水（H7ルカリ水）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	300 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（無機質汚泥）	上澄水（H7ルカリ水）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	400 t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（無機質汚泥）	上澄水（H7ルカリ水）
	全処理委託量	2,296 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	2,296 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
	汚泥 ＊琉球セメント(株)へセメントの原料として再利用 ＊(有)手水産業 サイクルセンターへ路盤材の原料として再利用 ＊協和工業(株) サイクルセンターへ路盤材の原料として再利用		

(第5面)

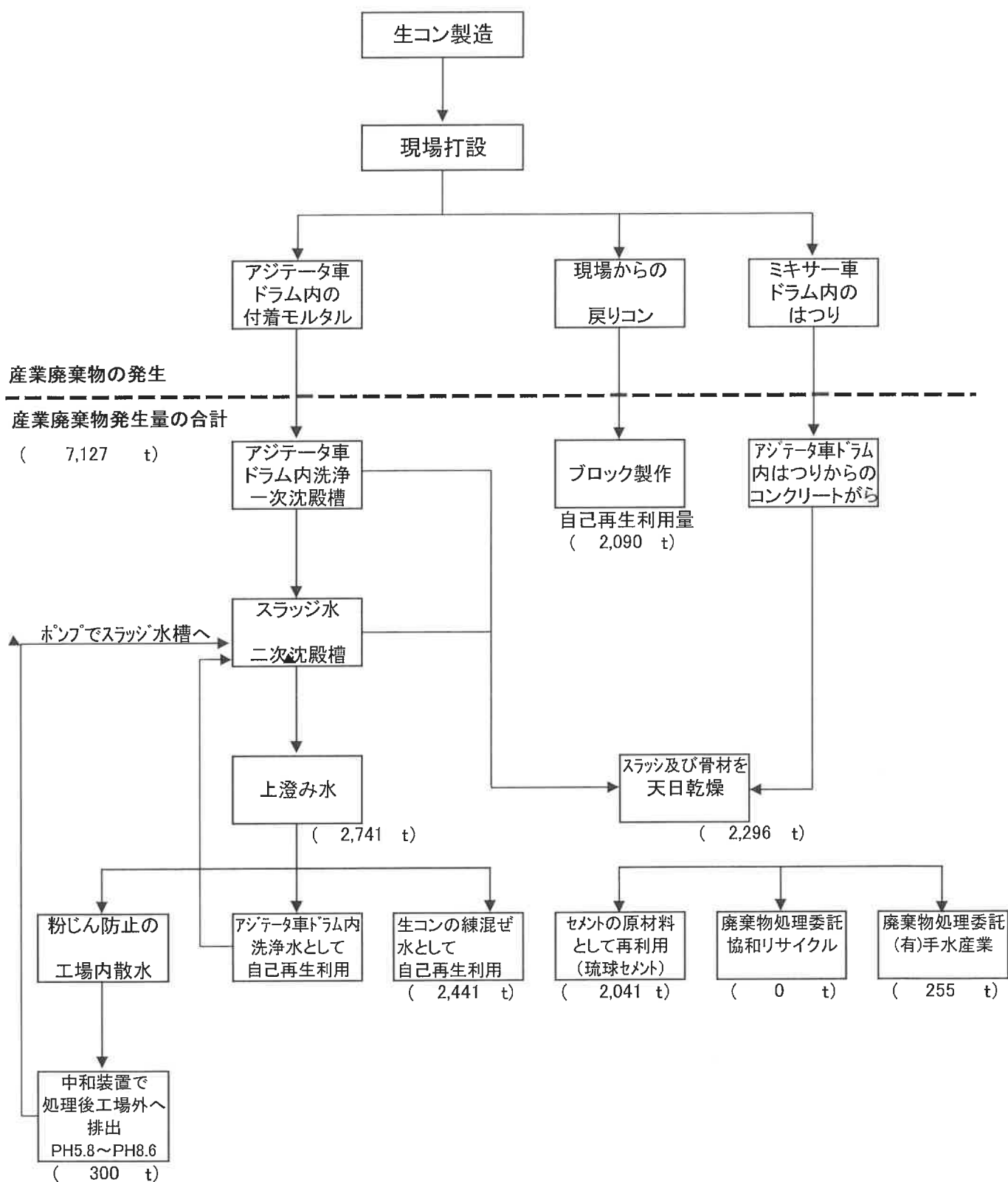
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(無機質汚泥)	上澄水(H7ろり水)
	全処理委託量	2,500 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,500 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥 *琉球セメント(株)へセメントの原料として再利用 * (有)手水産業 リサイクルセンターへ路盤材の原料として再利用 *協和工業(株) リサイクルセンターへ路盤材の原料として再利用		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

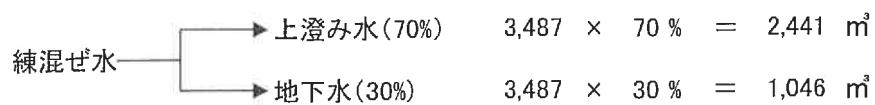
残コン・戻りコン及びスラッジの減量化と再利用の概要

フローチャート図



R5年度総出荷量 20,982 m³

1 生コンの練混ぜ水としての使用量



2 上澄み水年間使用量の算出方法

生コン総数量の約70%が練混ぜ水として上澄み水を使用している。 175 kg/m³

平均単位水量の目安配合として24-15-20の単位水量に対して砂の表面水の平均値3.5%を差し引いた値とする。

$$172 \text{ kg/m}^3 \div 1.035 = 166 \text{ kg/m}^3$$

$$20,982 \text{ m}^3 \times 166 \text{ kg/m}^3 \div 1000 = 3,487 \text{ t}$$

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所 属 : 琉栄生コン株式会社 名護工場	職・氏名 : 工場長	
廃棄物担当		組織名 : 事業管理部環境管理課 組織人数 : 5名	職・氏名 : 工場長	
役割	工場環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 委員長 ― 工場長 ・ 委員 ― 関連部署長 ・ 事務局 ― 事業管理部環境管理課		
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認 ○廃棄物処理計画の作成		
		○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項		
	割	廃棄物管理担当課長		

廃 棄 物 管 理 組 織

代表取締役

廃棄物担当役員

取締役常務

工場長

産業廃棄物処理統括責任者

施設管理部

事業管理部

環境管理課

廃棄物管理担当者

製造部

産業廃棄物処理責任者

技術管理者

総務部

国頭工場